

大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター細則

令和3年9月28日制定

令和3年細則第26号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学研究マネジメント機構規程（令和3年規程第30号）第9条第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）の教育、研究及び医療の成果を社会に還元し、社会との連携と共存を図り、その発展に貢献することを目指して、円滑な産学官連携を推進することを目的として設置する大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官連携の推進に関すること。
- (2) 研究のシーズとニーズのマッチングに関すること。
- (3) 共同研究、受託研究、受託事業及び研究コンサルティング事業の企画・運営に関すること。
- (4) 知的財産権の取得、管理及び活用に関すること。
- (5) 産学官連携に係る人材育成に関すること。
- (6) 企業に係る人材育成に関すること。
- (7) 地域拠点大学として実施する地域連携の推進に関すること。
- (8) その他本学の産学官連携の推進に関し必要な事項

(センターの組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 産学官連携部門
- (2) 知的財産管理部門

(構成)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
 - (2) 各部門長
 - (3) 研究マネジメント機構の教員
 - (4) 研究マネジメント機構のコーディネーター
 - (5) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第5号の構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教員のうちから、機構長が指名する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第6条 部門長は、本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、機構長が指名する。

- 2 部門長は、所掌する部門を統括する。
- 3 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(発明審査委員会)

第7条 第2条第4号の業務のうち、発明等の承継、出願、実施許諾等を審議するため、センターに大分大学研究マネジメント機構産学官連携推進センター発明審査委員会（以下「発明審査委員会」という。）を置く。

- 2 発明審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター連絡会議)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、産学官連携推進センター連絡会議（以下「センター連絡会議」という。）を置く。

- 2 センター連絡会議の委員は、第4条第1項各号に掲げる者に、研究推進部産学連携課長を加えた者とする。
- 3 前二項に定めるもののほか、センター連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、研究推進部産学連携課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 大分大学産学官連携推進機構運営会議細則（平成23年細則第1号）、大分大学産学官連携推進機構発明審査委員会細則（平成23年学内共同教育研究施設等細則第3号）、大分大学産学官連携推進機構コーディネーター細則（平成23年細則第2号）及び大分大学産学官連携推進機構実験室の利用に関する細則（平成23年学内共同教育研究施設等細則第5号）は、廃止する。